

共済加入者特典

PMPOポイント

生命共済クローバーのご加入で、**共済掛金の100%のPMPOポイント**がたまります!

掛金に対してポイントを付与



共済金 8,800円/月の場合
▶ 8,800ポイント

毎月の掛金のお支払いに対してポイントが付与されます。



たまったポイントは
オンラインショップで使えます!

オンラインショップでは、ここでしか買えない組合員様限定の商品やサービスご購入できます。たまったポイントは、1ポイント=1円としてご利用いただけます。
※ご利用できるポイント数は商品によって異なります。

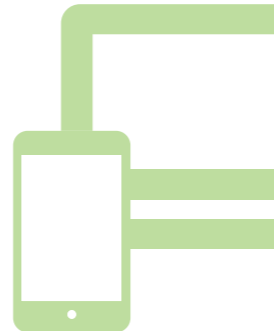
ご利用方法 オンラインでご利用いただけます(PC、スマートフォン等)

- ①組合員専用マイページからオンラインショップへアクセスしてください
- ②利用できるポイントを確認して、好きな商品・サービスをご購入ください

例1 10,000円(税抜)の商品で、利用できるポイントが**最大40%**の場合
▶ **4,000ポイント**までご利用いただけます

例2 4,000円(税抜)の商品で、利用できるポイントが**最大70%**の場合
▶ **2,800ポイント**までご利用いただけます

※利用できるポイントは最大ポイントまでご調整できます。
※お支払額は、商品の税込価格からご利用いただくポイント数を引いた額となります。
※ポイントのご利用条件など、詳しくは専用マイページまたは規約などをご確認ください。



ご負担は純共済掛金のみ どこよりもコストカットを実現

原価共済

生命共済クローバー

必ず訪れる
そのときに
備える

がん共済
アイリスと
共に

【担当代理店】

※このパンフレットは当共済商品の概要やお申込手続き等を説明した資料となります。ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。お申込みに際しては、必ず重要事項説明書・約款をご確認いただき、商品内容をご理解いただいたうえでお申込みください。

【お問い合わせ】 さくら労働組合 共済カスタマーセンター
0120-813-800

受付時間/平日 9:00-17:00 土日祝日、年末年始を除く



【運営団体】
さくら労働組合
東京都中央区日本橋小舟町 9-18

「そのとき」は必ずあなたにも訪れます

もしもの備えに**生命共済クローバー**

死亡時にはこんなに費用がかかるって、ご存じでしたか？

住居関連

- 賃貸契約の解約費用
- 引越し費用
- 住宅ローンの処理



葬儀費用

- 葬儀費用
- 斎場費用
- 通夜振る舞いなどの飲食費
- お寺・神社・教会へのお布施
- 香典返し等の費用
- 四十九日、一周忌などの法要費用



もしものときに、
いったいいくら用意すればいいの？



生活費

- マイカーローン、教育ローン等
- 毎月の支払いの変更手続き
(水道光熱費、クレジットカード等)



他にも
相続税の手続き
病院への支払い
遺品整理費用
…… など

「そのとき」の備えのための
生命共済クローバーです

がん共済アイリスに加入した方だけが入れる、 特別プランの生命共済

がんで亡くなる方や苦しむ方を1人でも少なくしたい。
2人に1人が罹患し、悩み、苦しんでいる病気、それが「がん」です。
「この病気のことをもっと知ってほしい、そしてしっかり対策をしてほしい」
そんな思いをもった私たちだから提供できる、安心の生命共済ができました。
加入条件：がん共済アイリスに加入していること

詳しくは [P.4](#) へ



病気、事故でも同額保障 死亡・高度障害保障

死亡保障

病気でも事故でも災害でも、同額の死亡共済金をお支払いします

高度障害保障

所定の高度障害状態に該当したときは、生存中に死亡共済金と同額の高度障害共済金をお支払いします

死亡時だけでなく、突然の不慮の事故や病気で働けなくなった時にもあなたや家族の生活を守る大切な備えです。万一の事態が起きても、残された家族の生活費やお子様の教育費を支えるだけでなく、あなたが高度な障害を負った場合にも、治療や生活の支援が受けられます。

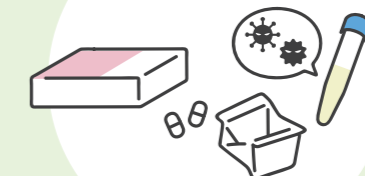
詳しくは [P.5](#) へ



国内初! 検査結果割引サービス

がんの中には、ウイルス感染が要因のがんも数多く存在します。
生命共済クローバーでは、がんの要因と言われるウイルスを調べるリスク検査サービスを提供。そのリスクの値が低い場合に、共済掛金が割引となる国内初の「検査結果割引サービス」を開始します。

詳しくは [P.5](#) へ



今後のリリース予定

- ビロリ菌検査
- 肝炎ウイルス検査
- HPV ウイルス検査 等

生命共済クローバー 3つの特長

特長
1

がん共済アイリスに加入した方だけが入れ、特別プランの生命共済

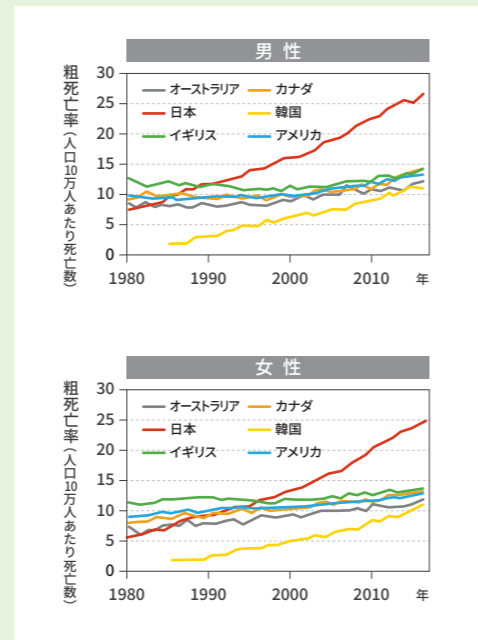
がん保険に入る人は多いけれど、がんで亡くなる人が減らない理由

がん保険の加入者は国民のおよそ4割、これだけ多くの方々为民間の医療保険や共済などに加入しています。

しかし、がんによる死亡率は右肩上がりで増加しています。なぜでしょうか。

がん保険の多くは、一時金や入院保障など「がんになった後」のために存在します。これではがんで亡くなる人は減少しません。がん保険は当然のことながら、「入っていればがんにかからない」ということではなく、がんの予防を保障するものでもありません。そこでわたしたちは、がんにってからではなく、がんになる前から、つまり「がんの予防」に注目しました。

健康維持や生活習慣の改善はもちろん、定期的ながん検診を受診するなど、まずは予防への意識を持つことが、予防への第一歩と考えています。



リスク検査キットの普及

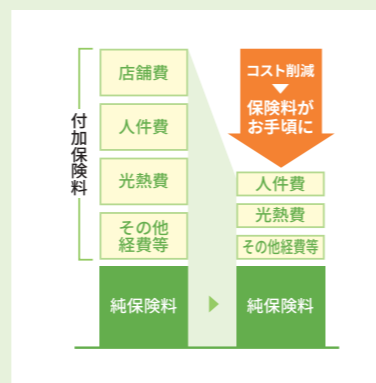
昨今、民間のリスク検査キットの普及が進んでいます。自宅で尿や唾液などの検体を採取し、送るだけの手軽さが特徴です。年に一度など定期的に活用すれば、ご自身のからだごどんな傾向にあるのか、現状を知ることができるものです。こうしたサービスの利用を機に、がんの早期発見や早期治療につながる事が考えられます。リスク検査を発端に、将来的にがんで亡くなる人が減らせるとわたしたちは本気で考えています。

販売コストをカットして実現したお手頃な掛金

がんで亡くなる人を少しでも減らしたい。

そんな思いで設計されたがん共済「がん共済アイリス」。

この共済に加入した方だけが入れ、それが「生命共済クローバー」です。販売に関するコストを大幅にカットしたことで、この価格帯が実現しました。がん共済とセットで加入しても、安心してご継続いただけます。



特長
2

病気、事故でも同額保障 死亡・高度障害保障

死亡保障だけではなく、高度障害※も同額保障！

※所定の高度障害状態に該当したとき
所定の高度障害状態に該当したときは、生存中に死亡共済金と同額の高度障害共済金をお支払いします。
※死亡保障と高度障害保障はいずれかのお支払いとなります。

両眼の視力を永久に喪失

言語またはそしゃく機能を永久に喪失

中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの

片方の腕の機能を永久に喪失かつ片方の足首を切断

両腕の手首を切断、または機能を永久に喪失

両足の足首を切断、または機能を永久に喪失

片方の手首を切断かつ片方の足首を切断、または片方の足の機能を永久に喪失

特長
3

国内初！ 検査結果割引サービス

がんの要因といわれるウイルスをチェック

ウイルスが要因といわれている胃がんや肝臓がん、子宮頸がんなどのリスク検査を提供。その結果により、共済掛金の割引が受けられます。(国内初)



検査結果で受けられるサービス

判定結果
(-)

がんリスクが低い

▼

共済掛金
割引サービス

ウイルスが要因のがんの例

原因となるウイルス・細菌	がんの種類
ヘリコバクター・ピロリ (H.pylori)	胃がん
B型・C型肝炎ウイルス (HBV, HCV)	肝臓がん
ヒトパピローマウイルス (HPV)	子宮頸がん、陰茎がん、 外陰部がん、膣がん、肛門がん、 口腔がん、中咽頭がん

順次サービスの開始を予定しています

保障プランと共済掛金表

死亡共済金

保障プラン	死亡共済金
0～39歳	1,000万円
40～59歳	1,000万円
	500万円
60～69歳	200万円
	100万円

保障プラン	死亡共済金
70～79歳	200万円
	100万円
80～84歳	200万円
	100万円

共済掛金表

単位：円

生命共済（10年定期）男性						
年齢	500万円	1,000万円	年齢	100万円	200万円	500万円
0-19		450	52			2,150
20		500	53			2,350
21		500	54			2,600
22		500	55			2,850
23		500	56			3,150
24		500	57			3,450
25		500	58			3,800
26		550	59			4,200
27		550	60	950	1,850	
28		600	61	1,050	2,050	
29		600	62	1,150	2,250	
30		650	63	1,250	2,500	
31		700	64	1,400	2,750	
32		700	65	1,500	3,000	
33		750	66	1,650	3,300	
34		800	67	1,800	3,600	
35		900	68	2,000	4,000	
36		950	69	2,200	4,350	
37		1,050	70	2,400	4,800	
38		1,150	71	2,650	5,250	
39		1,250	72	2,900	5,800	
40	700	1,350	73	3,200	6,400	
41	750	1,500	74	3,550	7,100	
42	850	1,650	75	3,950	7,850	
43	950	1,850	76	4,400	8,750	
44	1,000	2,000	77	4,900	9,750	
45	1,100	2,200	78	5,450	10,850	
46	1,250	2,450	79	6,050	12,100	
47	1,350	2,700	80	6,750	13,500	
48	1,500	2,950	81	7,550	15,050	
49	1,650	3,250	82	8,400	16,750	
50	1,800	3,550	83	9,300	18,600	
51	1,950	3,900	84	10,300	20,600	

単位：円

生命共済（10年定期）女性						
年齢	500万円	1,000万円	年齢	100万円	200万円	500万円
0-19		250	52			1,100
20		250	53			1,150
21		250	54			1,250
22		250	55			1,300
23		250	56			1,400
24		250	57			1,550
25		300	58			1,650
26		300	59			1,800
27		300	60	400	800	
28		350	61	450	850	
29		350	62	500	950	
30		400	63	550	1,050	
31		400	64	600	1,150	
32		450	65	650	1,250	
33		450	66	700	1,400	
34		500	67	800	1,550	
35		550	68	850	1,700	
36		600	69	950	1,900	
37		650	70	1,050	2,100	
38		700	71	1,200	2,350	
39		750	72	1,350	2,650	
40	450	850	73	1,500	3,000	
41	450	900	74	1,700	3,400	
42	500	1,000	75	1,950	3,900	
43	550	1,100	76	2,250	4,450	
44	600	1,200	77	2,550	5,100	
45	650	1,300	78	2,900	5,800	
46	700	1,400	79	3,350	6,650	
47	750	1,500	80	3,850	7,650	
48	850	1,650	81	4,400	8,750	
49	900	1,750	82	5,000	10,000	
50	950	1,850	83	5,700	11,400	
51	1,000	2,000	84	6,500	13,000	

お申込スケジュール

共済掛金のお支払い方法は、クレジットカードのみとなります。

お支払い方法、スケジュール例は下記の通りです。

※申込日や提出書類の状況等によっては、下記と異なる場合がございます。あらかじめご了承ください。

- クレジットカードは共済契約者名義のものに限ります。
- 初年度契約の共済期間の始期日から90日間は「共済待機期間」となり、この期間中は共済金のお支払い対象となりません。
- 始期日より91日目にあたる日が、保障の始まる「責任開始日」となります。
- 共済掛金払込予備日までに共済掛金をお支払いいただけなかった場合は、共済契約が解約となります。
- 解約となった場合には、払込期日後に支払事由が発生した場合でも共済金をお支払いいたしません。

クレジットカード払いのスケジュール例（月払い）



共済金 ご請求の流れ

重要事項のご説明 (重要事項説明書から抜粋)

共済金の請求事由の発生

さくら労働組合 共済カスタマーセンターまでご連絡ください

【ご準備ください】 共済証書（共済契約、内容がわかるもの）、診断内容、診断された日、病院名



請求のお手続き・提出

【ご準備ください】 組合所定の共済金請求書、共済証書、死亡共済金の受取人の印鑑証明書と戸籍抄本
被共済者の住民票、組合所定の様式による医師の死亡証明書 等

※死亡保障、高度障害保障、契約内容により必要な書類は変わります



支払い請求の受理・支払い審査

ご提出いただいた書類の受理、不備等がないか確認後お支払いを審査し、後にお支払いとなります。



共済金支払内容のご確認・受取

給付金は共済金請求書記載の受取人様ご指定の金融機関口座へお支払いいたします。
お支払い内容もお送りいたしますので、ご確認ください。



お支払い条件について（一部抜粋） ※詳細は約款にてご確認ください

○共済金をお支払いする場合
被共済者が日本国内において、傷害死亡に該当する事由（以下「死亡保障支払事由」といいます。）が発生した場合は、共済約款に従い死亡共済金または高度障害共済金を支払います。
※上記にかかわらず、共済期間の開始日前、または責任開始日（共済期間の初日からその日を含めて91日目の日）前までに死亡保障支払事由が発生していたときは、共済金を支払いません。
○共済金の支払
(1) 組合は、次表の規定により、この契約の共済金を支払います。
(2)

名称	共済金を支払う場合（支払事由という）	支払額	受取人
死亡共済金	被共済者がこの契約の責任開始日以後に死亡したとき	被共済者がこの契約の責任開始日以後に死亡したとき	死亡共済金受取人
高度障害共済金	被共済者が責任開始日以後に高度障害状態（別表に定める障害状態をいい、備考に定めるところにより認定します。以下同じ。）に該当したとき。この場合、責任開始日前に既に生じていた障害状態に、この責任開始日以後に障害状態が新たに加わることにより高度障害状態に該当したときを含みます。	死亡共済金額と同額	主契約の共済金受取人

(3) 高度障害共済金が支払われた場合には、被共済者が高度障害状態に該当した時からこの契約は消滅したものとみなします。
(4) 死亡共済金を支払う前に高度障害共済金の請求を受け、高度障害共済金が支払われる場合には、組合は、死亡共済金を支払いません。また、死亡共済金を支払った場合には、その支払後に高度障害共済金の請求を受けても、組合は、これを支払いません。
(5) 死亡共済金受取人は、被共済者の法定相続人とし、以下の法定相続順位によります。
法定相続順位：①配偶者 ②子 ③孫 ④父母 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹
(6) 前項に定める死亡共済金受取人が同順位に複数いる場合は、それらの死亡共済金受取人において1名の代表者を選定し、その代表者は他の死亡共済金受取人を代表するものとします。また、第1項の規定により共済金が支払われた場合には、その支払後に共済金の請求を

受けても、当組合は、これを支払いません。
(7) この契約の高度障害共済金の受取人は、被共済人となります。
○共済金をお支払いできない場合
次のいずれかに該当する場合は、組合は、死亡共済金および高度障害共済金共済金を支払いません。
(1) 死亡共済金
①責任開始日からその日を含めて2年以内の被共済者の自殺
②共済契約者の故意
③死亡共済金受取人の故意
ただし、その死亡共済金受取人が、死亡共済金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の死亡共済金受取人に給付します。
④戦争その他の変乱
ただし、戦争その他の変乱によって死亡した被共済者の数の増加が本共済契約の計算基礎に及ぼす影響が少なく本組合が認めた場合には、その程度に応じ、死亡共済金を給付、または死亡共済金を削減して給付します。
⑤共済契約者または被共済者の犯罪行為
⑥死亡共済金受取人の犯罪行為
ただし、その死亡共済金受取人が、死亡共済金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の死亡共済金受取人に給付します。
(2) 病気等による高度障害共済金
①共済契約者または被共済者の故意
②高度障害共済金受取人の故意
ただし、その高度障害共済金受取人が、高度障害共済金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の高度障害共済金受取人に給付します。
③戦争その他の変乱
ただし、戦争その他の変乱によって高度障害状態となった被共済者の数の増加が本共済契約の計算基礎に及ぼす影響が少なく本組合が認めた場合には、その程度に応じ、高度障害共済金を給付、または高度障害共済金を削減して給付します。
④共済契約者または被共済者の犯罪行為
⑤高度障害共済金受取人の犯罪行為
ただし、その高度障害共済金受取人が、高度障害共済金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の高度障害共済金受取人に給付します。

③共済契約者または被共済者の犯罪行為
④共済金受取人の犯罪行為
ただし、その共済金受取人が、共済金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の共済金受取人に給付します。
⑤被共済者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故
⑥被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に発生した事故
⑦被共済者が法令に定める酒気帯り運転またはこれに相当する運転をしている間に発生した事故
⑧原子核反応または原子の崩壊
⑨戦争その他の変乱、地震、噴火または津波
ただし、戦争その他の変乱、地震、噴火または津波によって支払事由に該当した被共済者の数の増加が本共済契約の計算基礎に及ぼす影響が少なく本組合が認めた場合には、その程度に応じ、共済金の全額を給付、またはその金額を削減して給付します。

「生命共済金支払請求書（死亡共済金）」の添付資料
①組合所定の共済金請求書
②共済証券
③死亡共済金の受取人の印鑑証明書と戸籍抄本
④被共済者の住民票（ただし、住民票に記載されている事項の他に確認が必要な事項があるときは戸籍抄本）
⑤組合所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、組合が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書）

「生命共済金支払請求書（高度障害共済金）」の添付資料
①組合所定の請求書
②共済証券
③高度障害共済金の受取人の印鑑証明書と戸籍抄本
④被共済者の住民票（ただし、住民票に記載されている事項の他に確認が必要な事項があるときは戸籍抄本）
⑤組合所定の様式による医師の診断書

2024年11月現在

主な保障内容 と保障期間

	給付金・共済金の呼称	主契約・契約	約款名称	保障期間
生命共済	死亡共済金	がん共済アイリス	生命共済特約	10年定期
	高度障害共済金			

保障の開始時期 および 待機期間

- 初年度契約の共済期間の初日は、第1回共済掛金を領収した日の属する月の翌月1日とします。
- 保障期間は10年定期となり、自動更新となります。
- 初年度契約の共済期間の初日は組合が共済契約の申込みを承諾した日、もしくは第1回共済掛金を領収した日のいずれか最後に完了した日の属する月の翌月1日とします。
- 本共済契約における待機期間は、初年度契約の共済期間の始期日から一定期間中の共済金のお支払い対象としない期間をいい、この共済契約における待機期間は90日間とします。
※待機期間の翌日（共済期間の初日からその日を含めて91日目の日）を責任開始日とします。
- 被共済者に、責任開始日後に約款・契約に定める共済事故が発生したときに、当組合は共済金を支払います。

当生命共済は、主たる契約をがん共済「がん共済アイリス」としており、主たる契約の締結の際に、共済契約者の申出により、主契約に付加して締結します。

【生命共済「生命共済クローバー」】

被共済者が日本国内において、障害死亡に該当する事由が発生した場合に約款に従い死亡共済金、または高度障害共済金をお支払いいたします。

○死亡共済金 被共済者が死亡した時

○高度障害共済金 被共済者が高度障害状態に該当した時

※詳しい条件等、約款各項目をご確認ください。

商品のしくみ

対象となる高度障害

1. 両眼の視力をまったく永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能をまったく永久に失ったもの
3. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの
4. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの
5. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの
6. 1上肢の用をまったく永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
7. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの

共済掛金のお支払い方法

- 共済掛金は、原則クレジットカードにてお支払いいただけます。
- クレジットカードは共済契約者名義のものに限ります。
- 共済契約者が個人事業主の場合、クレジットカードは共済契約者名義、または共済契約者の代表名義のものに限ります。

よくあるご質問

Q.1

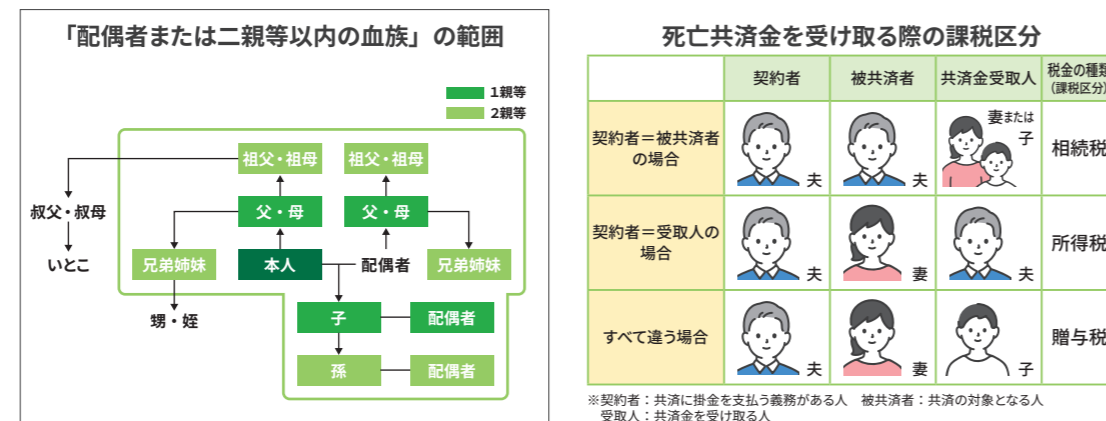
共済金受取人は誰でもいいのですか？

A.1

受取人は被共済者の二親等以内の血族が条件となります。

詳細は下記の図をご参照ください。

【注意】受取人によって税金区分が異なりますのでご注意ください。

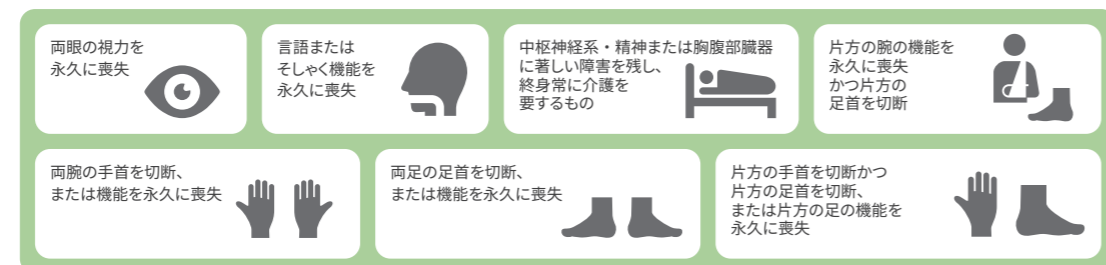


Q.2

高度障害補償とはどのような状態になることですか？

A.2

1. 両眼の視力をまったく永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能をまったく永久に失ったもの
3. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの
4. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの
5. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの
6. 1上肢の用をまったく永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
7. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの



Q.3

会社を経営しているのですが、受取人を法人にできますか？

A.3

当共済は個人向けの共済となっておりますので、お受取人は個人の方のみとなります。

被共済者の方の二親等以内の血族の方を受取人にご指定してください。

Q.4

共済金が受け取れない場合はありますか？

A.4

あります。

詳しくは、がん共済アイリス約款 生命共済特約 第7条をご覧ください。

責任開始日から2年以内の自殺、戦争または戦乱、犯罪行為、運転資格を持たない運転による事故、酒気帯び運転またはこれに相当する運転による事故等の場合が該当しますのであらかじめ確認してください。

Q.5

労災認定された場合でも、死亡・高度障害補償を受けられますか？

A.5

労災認定された場合でも、責任開始日後であり、約款所定の共済金支払要綱を満たすときはお支払いいたします。

